

京都修学旅行 1day チケット補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市に訪れる修学旅行生の負担軽減と公共交通機関の利用促進を目的に、京都観光推進協議会（以下、「当協議会」という。）が、本要綱に定める条件を満たす学校を対象に、京都修学旅行 1day チケット購入に対する補助金を交付する当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号の定めるところによる。

- (1) 修学旅行 学習指導要領に定める学校行事で「遠足・集団宿泊的行事」又は「旅行・集団宿泊的行事」等のうち、宿泊を伴うものをいう。
- (2) 学校 学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園、大学を除く。）をいう。
- (3) 旅行者 旅行業法第3条の規定により旅行業の登録を受けた者をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、京都府外に所在する学校が実施する修学旅行で京都市内に1泊以上するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当する者は対象としない。

(補助対象経費)

第4条 第3条に規定する学校の児童、生徒が1月1日から同年3月31日までに使用する京都修学旅行 1day チケット（京阪電車拡大版）（以下、「補助対象チケット」という。）の購入に係る費用。なお、補助対象となるのは、実際に使用した児童、生徒一人当たり1枚までとする。

2 以下の経費は補助対象外とする。

- (1) 引率者等の補助対象チケット購入費用
- (2) 補助対象チケット購入に要した送料等の諸経費
- (3) 京都修学旅行 1day チケット通常版購入費用

(補助金の額)

第5条 補助金額の算出方法については以下のとおりとする。

- (1) 児童、生徒一人当たりの補助額は、補助対象チケットの発売額に当たる1,100円とする。
- (2) 補助金の合計額は、実際に使用した対象児童、生徒数に1,100円を乗じて得た額を予算の範囲内において交付する。

(申請手続)

第6条 補助金は、補助対象チケットの申込みの際に申請することとする。

2 補助金の交付を申請しようとする者は、次に掲げる書類を郵送またはメールにより当協議会委員長へ提出しなければならない。

- (1) 申請書（第1号様式）
- (2) 誓約書（第2号様式）
- (3) 委任状（第3号様式）（学校の代わりに旅行業者が申請する場合）
- (4) その他、当協議会が必要と認める書類

（補助金交付の決定）

第7条 当協議会委員長は、第6条による申請を受け付けたときは、これを審査し、申請内容が適当であると認めたときは、補助金交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項に定める補助金交付決定通知書は、当事業の支払予定を示すものであり、支払額は実績報告書に基づいて決定するため、支払額とは異なることがある。

（申請内容の変更）

第8条 申請者は、補助金交付決定通知書を受けた後において、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更承認申請書（第5号様式）を提出しなくてはならない。

2 当協議会委員長は、前項の規定による承認をしたときは、速やかに、補助金交付決定変更通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金申請の取下げ）

第9条 申請者は、補助金交付決定通知書を受けた後において、補助金申請を取下げ場合は、速やかに補助金申請取下げ届（第7号様式）を当協議会委員長へ提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 申請者は、修学旅行実施後2週間以内に、以下の書類を当協議会委員長に提出しなければならない。なお、期限までに提出されない場合、補助金は支払われないことがある。

- (1) 実績報告書及び補助金申請書（第8号様式）
- (2) 補助対象チケットを購入した領収証（京都市交通局協力会から発行されたもの）
- (3) 当該事業に関するアンケート
- (4) その他、当協議会が必要と認める書類

（交付金額の決定及び支払い）

第11条 当協議会委員長は、前条の報告及び申請があった場合は、これを審査し、支払うべきと認めたときは、補助金の額を確定し、補助金交付額決定通知書（第9号様式）により申請者に通知するものとする。

2 当協議会委員長は、前項の規定により確定した補助金額から振込手数料を差し引いた金額を、30日以内に申請者の指定する金融機関口座に振り込むものとする。

（補助金交付の取消し）

第12条 当協議会委員長は、補助金の交付の決定または交付を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、交付の取消し、又は、交付した補助金の一部ある

いは全部の返還を命じることができる。

- (1) 申請、報告事項その他に虚偽があったとき
- (2) 申請事項その他に変更が生じ、補助金を交付することが適当でないと当協議会が認めたとき
- (3) その他、補助金を交付することが適当でないと当協議会が認める事由があったとき

(雑則)

第13条 この要綱に定めていない事項については、京都観光推進協議会委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 本要綱は、京都観光推進協議会予算における当該年度予算の決定を前提としており、決定されない場合は、当該要綱は無効とする。